二　非居住者又は外国法人が前号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から法第五条の二第九項に規定する非課税区分又は同条第十項に規定する非課税区分において振替記載等を受けている適用振替国債又は適用振替地方債の銘柄

三　前号に規定する適用振替国債又は適用振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額

四　その他参考となるべき事項

14　法第五条の二第九項第二号及び第十項第二号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第五条の二第九項に規定する書類又は同条第十項に規定する書類を提出する特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称及び所在地

二　非居住者又は外国法人が前号に規定する特定振替機関等又は適格外国仲介業者から法第五条の二第九項に規定する課税区分又は同条第十項に規定する課税区分において振替記載等を受けている適用振替国債又は適用振替地方債の銘柄

三　前号に規定する適用振替国債又は適用振替地方債の銘柄ごとの利子の支払年月日及びその利子の額（法第五条の二第一項の規定の適用を受けようとする額に限る。）

四　第二号に規定する適用振替国債又は適用振替地方債の銘柄ごとの利子の額（前号に掲げる利子の額を除く。以下この号において同じ。）及びその利子の額につき源泉徴収（所得税法第二条第一項第四十五号に規定する源泉徴収をいう。第三十五項第三号ロ⑶において同じ。）をされる所得税の額

五　その他参考となるべき事項

15　施行令第三条第二十項第二号イに規定する財務省令で定める振替地方債は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める振替地方債とする。

一　非居住者又は外国法人（次号に掲げる者を除く。）　その者が振替記載等を受けていた振替地方債（その利子につき法第五条の二第一項の規定の適用があるものに限る。）

二　非居住者又は外国法人で法第八条第一項に規定する金融機関又は同条第二項に規定する金融商品取引業者等に該当する者　その者が振替記載等を受けていた振替地方債

16　特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その受けた施行令第三条第十九項第二号ロ又は第二十項第二号ロの規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けたこれらの規定による通知がこれらの規定に規定する電磁的方法で行われた場合には同条第二十一項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

17　施行令第三条第二十一項に規定する財務省令で定めるものは、第十二項に規定する入出力装置とする。

18　施行令第三条第二十二項の特定振替機関又は振替地方債の利子の支払をする者は、その提出を受けた法第五条の二第九項に規定する書類又は同条第十項に規定する書類を銘柄及び支払期ごとに整理し、当該提出を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

19　法第五条の二第十一項に規定する財務省令で定める書類は、官公署から発行され、又は発給された書類その他これらに類するもの（特定振替機関等の営業所等の長又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の長に提示する日前六月以内に作成されたものに限るものとし、非課税適用申告書を提出する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該書類及びその受託をした各適格外国証券投資信託の金融商品取引法第二条第十項に規定する目論見書又はこれに類するものとする。）で、非課税適用申告書を提出する者の氏名又は名称（非課税適用申告書を提出する者が適格外国証券投資信託の受託者である場合にあつては、当該受託者の氏名又は名称及びその受託をした各適格外国証券投資信託のそれぞれの名称）及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地（非課税適用申告書を提出する者が第一項各号に掲げる者である場合にあつては、当該各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める場所）の記載のあるものとする。

41　施行令第三条第四十六項及び第四十八項に規定する財務省令で定めるものは、第十二項に規定する電子情報処理組織その他情報通信の技術を利用する方法とする。

42　特定振替機関等又は適格外国仲介業者は、その受けた法第五条の二第二十一項第三号又は第二十二項第三号の規定による通知が書面による方法で行われた場合にはその受理した書面を当該受理した日の属する年の翌年から五年間保存し、その受けたこれらの規定による通知が（施行令第三条第四十六項又は第四十八項に規定する方法で行われた場合には同条第四十九項の規定により作成した書面又はマイクロフィルムを当該通知を受けた日の属する年の翌年から五年間保存しなければならない。

43　施行令第三条第四十九項に規定する財務省令で定めるものは、第十二項に規定する入出力装置とする。

第三条の二十を第三条の二十一とする。

第三条の十九第一項第一号中「同条第一項」を「同項」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「この条」を「第三項まで」に改め、同項第二号中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同条第二項及び第三項中「一般民間国外債」を「民間国外債」に改め、同条第四項中「第六条第七項に規定する利子受領者情報」を「第六条第八項に規定する利子受領者情報」に改め、同項第二号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第五項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同項第一号中「受けるべき者の」の下に「当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者（法第六条第四項に規定する特殊関係者をいう。以下この号、第十一項及び第十九項第三号において同じ。）でない」を加え、「又は内国法人」を「、内国法人又は当該特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、同条第六項及び第七項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第九項中「第三条の二第二十項」を「第三条の二の二第十八項」に、「第六条第七項」を「第六条第八項」に改め、同条第十項中「第六条第七項」を「第六条第八項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に、「第三条の二第二十二項」を「第三条の二の二第二十一項」に改め、同条第十一項中「第三条の二第二十二項」を「第三条の二の二第二十一項」に、「又は内国法人」を「、内国法人又は当該特定民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者若しくは外国法人」に改め、同条第十二項中「第三条の二第二十四項」を「第三条の二の二第二十三項」に改め、同項第一号中「第六条第七項各号」を「第六条第八項各号」に改め、同条第十三項中「第三条の二第二十五項」を「第三条の二の二第二十四項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十四項」に改め、同項第一号中「第六条第七項各号」を「第六条第八項各号」に改め、同条第十四項中「第三条の二第二十六項」を「第三条の二の二第二十五項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十二項」に改め、同条第十五項中「第三条の二第二十九項」を「第三条の二の二第二十八項」に改め、同条第十六項中「第六条第八項」を「第六条第九項」に、「同条第四項及び第八項」を「同条第四項及び第九項」に、「第三条の二第三十一項」を「第三条の二の二第三十項」に、「同条第十七項、第十九項、第二十項、第二十三項から第二十六項まで及び第二十九項」を「同条第十四項、第十七項、第十八項、第二十二項から第二十五項まで及び第二十八項」に、「同条第七項の」を「同条第八項の」に、「第六条第七項各号」を「第六条第八項各号」に、「同条第七項各号」を「同条第八項各号」に改め、同条第十七項及び第十八項を削り、同条第十九項中「第三条の二第三十四項」を「第三条の二の二第三十一項」に、「一般民間国外債の利子」を「民間国外債の利子」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十項中「第三条の二第三十四項」を「第三条の二の二第三十一項」に、「一般民間国外債」を「民間国外債」に、「第三条の二第三項各号」を「第三条の二の二第三項各号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条に次の一項を加える。

19　法第六条第十二項に規定する書類に記載すべき財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　当該書類を提出する者の名称及び施行令第三条の二の二第三十四項に規定する納税地（当該納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び当該納税地並びに本店又は主たる事務所の所在地）

二　当該書類を提出する者の当該書類の提出に係る法第二条第二項第十九号に規定する事業年度（次号において「判定事業年度」という。）開始の年月日